

ちよつと人権

インターネットは便利なツール。

だけど使い方で、差別を助長するパンドラの箱にもなりかねないもの！

便利さだけに溺れるな！ 号

人権教育セミナー短信 NO. 2 平成 18 年 7 月 27 日

学校支援部 人権教育担当

第3講座 同和問題と人権（インターネットと人権）

今でこそインターネットは一般的になっていますが、田畑さんがインターネット上の人権問題に取り組み始めたころは認知度が低く、講師紹介の時にはウィルスを退治する「ワクチン」のごとく言われたとか・・・。田畑さん曰く、「俺はウィルスバスターか！」。

差別書き込みのサイトを示しながら削除を求め、正しく理解してもらうために啓発目的の書き込みを行っている様子について語る田畑さん。田畑さんを「ワクチン」のごとく言った人の気持ちもわかるなあ、と心の中でつぶやいた担当者でした。

1 ネット上における人権問題 [反差別ネットワーク人権研究会 代表 田畑重志さん]

1. 田畑さんの苦勞と怒り

講演では、最初に参加者に「ネット上の差別書き込みを見たことがありますか？」という問いかけがなされました。「ある」と手を挙げた方はほんの数人、ほとんどの参加者が差別書き込みの現状を知りませんでした。これには担当者もびっくり。「こんなに知らないの？」というのがホンネでした。大人より子どもがネットに近い現状の中で、大人が子どもを守るために何をしなければならないのか、どのような対応が必要なのか、今日の研修は意味ある研修になりそうだとその予感も・・・。

田畑さんは、現在 10 代の子どもたちから、年間 1000～1500 件以上の相談を受けています。そして、子どもたちがパソコンメールや携帯メール上のトラブルに巻き込まれている状況、誰かに相談を持ちかけたいけれど、身近に相談できる大人がいらない子どもたちの状況を変えなければと、取り組んでいる現状等についても紹介していただきました。田畑さんによると、「差別書き込みであれば、書いた本人への教育や啓発により再発防止につなげることができた。」が、「ネット上への差別書き込みは拡張性があり、書き込み者が特定できないため対応に苦慮します、拡張性が高いだけに防ぎにくい。」という問題があるとおっしゃっていました。また、「書き込み者が特定できても、『表現の自由』を理由に自分の行為を正当化する」とのお話もありましたが、「『表現の自由』は他者の権利を侵すことまで認められるものではない。」という田畑さんの口調には、自己中心的で匿名性を悪用する書き込み者への怒りが感じられました。



2. ネット上の問題にはこのように対応しよう！

田畑さんは、差別書き込みを削除してもらうために、部落問題とは何か、何が問題なのかについて英文に直してプロバイダーに送り削除要請をしていました。えっ？英文？何で？と思っている方、差別書き込みの多くは海外のプロバイダーを利用しているのです。そのため、削除まで時間がかかるのがネックだと田畑さん。さらに田畑さんを苦しめているのが、自身への誹謗中傷、時には精神的に参ることもあるということでした。「最近対応に追われ睡眠時間も減っているしなあ～」と。



田畑さんの負担を少しでも減らし、子どもたちを被害に巻き込まないために、学校として教師として何をしなければならないのかということについて、後の演習で考えてほしいと言いながら、田畑さんは次のようなポイントを示してくれました。

①メディアリテラシー・メディアモラルの向上など根本からの対応が必要であること。

②児童生徒からネット上の差別書き込みに対しての提起があった場合、どのような対応をするのかを共通理解しておくこと。

③情報教育と人権教育を合わせた情報人権教育を推進すること、などでした。

また、ネット上の差別書き込みに対しては、「個人対応」ではなく「学校として対応」することが必要であり、その場合には、学校長やPTAからの削除要請を行うこと、そして問題発生を学校の中だけに留めずPTAにも知らせ、できる対応をしてもらうことが必要だとおっしゃっていました。さらに学校では、個々の児童生徒、個人で何ができるのかを考えること、教員で対応できることは教員が対応すべきこと、小さなサイトであれば差別書き込みの誤りを指摘する書き込みを行い、誤りを正すための波紋を広げることの必要性を示してくださいました。でも、大きなサイトでそれをするのは危険！！その場合は、組織的対応が必要ということでした。

参加者からは、「ここまでひどい状況なのか！」「部落差別は見えにくくなっているが、こんなに・・・」など、ネット上の差別の現実には驚きの色を隠せないようでした。

2 四万十高等学校の人権教育 ―公民科「現代社会」における実践―

〔四万十高等学校 教諭 鎌倉正典さん〕

午後からは、昨年度の人権教育授業研究講座で「インターネットと人権」をテーマに、授業公開をしてくださった鎌倉さんの実践を紹介していただきました。全4時間の実践で、生徒の実態把握のために意識調査を行い、分析結果を生徒に返ししながら、「自分事」としてこの問題と向き合うための動機付けになればと願い、第1時を進めたそうです。

第2時では架空のホームページを作成し、誹謗中傷が書かれた文章中の、どのようなところが問題かに気付かせ、第3時のインターネットによる人権侵害に対して、自分たちはどのような対応ができるのかを生徒たちに考えさせていました。この時間では、前時の学習で、生徒たちに示し考えさせた架空の書き込みに含まれている文章の問題点について、匿名性、偏見、噂の鵜呑み、決め付け、世間体などの角度から確認を行い、このような書き込みをされた時や見た時に、どのような対応をする必要があるのかについて考えさせ、まとめる活動を行っていました。しかしながら、生徒からは具体的な対応案は出てこず被害にあっても何もできず、一人で悩みかねない生徒の姿が明らかにされていました。そこで、鎌倉さんはどのような対応が可能であるのかを生徒に示すとともに、ご自身も「学校だけではなく、保護者や地域と連携した組織的な取組の必要性を痛感しました。」とのコメントがありました。第4時では、これまでの学習を踏まえ、情報化社会の中で自分たちが生きていくうえで、何をしなければならないのかを考え、行動計画をグループで作成し共有を行っていました。



鎌倉さんは、この学習の手応えを感じながらも、生徒たちが変容できるのか、できることから行動化につなげられるのか不安だったようです。しかし、授業後はそれまでであったメール上のトラブルも聞かなくなるとともに、携帯電話購入時に家族に対してメールやインターネットの危険性を説明したという生徒の話もあり、生徒の意識の高まりが感じられます。今回の授業実践は、同和問題そのものを扱ったものではありませんが、「インターネットと人権」というテーマで、教科学習においてどのように展開するかという提起になる報告であったと思います。

なお、この実践には四万十高等学校の先生方の協力もあり、鎌倉さんは「学校としての実践」と、紹介していました。

振り返りシートでは、鎌倉さんの真摯な取組と丁寧な説明への好感を表すコメントを書いている参加者もいました。鎌倉さん、四万十高等学校の皆さんありがとうございました。

3 インターネットの人権問題に学校としてどう対応するか

〔高知県教育センター人権教育担当〕

第3講座最後の研修は、「インターネットの問題とどう向き合うのか」をテーマとし、田畑さんをスーパーバイズに据え、インターネットの差別書き込み（部落差別にかかわる差別書き込み）を見た被差別部落出身の児童生徒が「あなた」に提起してきた、という設定でそのような対応が必要かについて考えてもらう演習を行いました。

最初に、各グループで自己紹介、司会、記録、発表者を決め、仮想学年会を開き、どのような対応をする必要があるかについてブレインストーミングを行いました。ここでは、自分の書いたカードを隣の人に回すという形をとりました。こうすると、



隣の人の意見を参考にして記入することができるため、アイディアの幅が広がります。その後KJ法による分類を行い、提起を受けてやらなければならないことを確認していきました。そして確認したことをワークシートに、「誰が」「いつ」「どのような場（時間）で」「具体的に何をするのか」を記入し、提起があったときに、組織としてどのような対応をすべきかについて考えていきました。

対応についてのまとめを発表する中で、「提起した児童生徒に対して感謝の言葉を伝えること」「提起した児童生徒のケアを行うこと」「対応を考えるため、推進委員会を開く」「職員会を開く」「学習の見直しをする」「他の児童生徒も見ていける可能性があるので、実態調査を行う」などなど、たくさんの対応策が出てきました。また、「提起があった日に担任、人権教育主任が家庭訪問を行う」という対応も出され、即時性の大切さ、保護者の気持ちを大切にすることの必要性などが確認されました。「誰が」ということについても、「提起を受けた自分が提起者に対して」「クラスの児童生徒に」といったように、「私」が何をするのかという観点から対応を考えていったグループがほとんどで、参加者の意識の高さが表れていました。最後に田畑さんからアドバイスをもらいましたが、田畑さんは「提起者へのフォロー」「その日のうちの家庭訪問」のふたつを強調されました。児童生徒から提起があったときには、第一声として「よく言ってくれたね、ありがとう」をまず児童生徒に言う、そして指摘してくれた勇気をほめる、その後の対応は時間を空けず、スピーディに行うこと、家庭訪問は学校の取組を伝えるために必要に応じて行くこと、PTAにも知らせて組織として対応することの必要性などについてアドバイスをいただきました。

参加者の皆さん、今日の研修を是非学校に持ち帰って、それぞれの学校で対応マニュアルの作成と、研修手法の伝達をお願いします。

インターネットの人権問題に学校としてどう対応するか

(研修参加者が作成した、必要と思われる対応マニュアル)

しなければならないこと	誰が	いつ、どの場で	何をするのか
・事実確認	義務1班	学級担任が管理職立ち会いで	その場で
・その子の心のケア	担任を中心として (子ども会指導員・全教職員で)	その場で(継続して)	・担任が管理職に報告してすぐ行う。 本人→管理職→職員会→地教委→県教委など。 ・事実確認と並行して。 ・子どもの思いを聴きながら、学級や仲間に投げかけみんなで考えていけるような状況をつくっていく。
・職員会→削除依頼	教職員全員	事実確認後すぐ	・事実確認、報告、今後の対応について協議する。
・家庭訪問、保護者への連絡	担任、管理職	その日中に(子どもの状態や状況により変わることもあり)	・事実報告と今後の対応について知らせる。
・人権部会、職員会で今後の取組を検討	教職員全員	できるだけ早く	・学級指導、PTAへの報告、研修、職員研修、地区懇などについて協議する。
・児童生徒本人から話を聞く	話を聴いた教員	その場で、放課後(時間、場所を決めて)	・状況、内容、思いをじっくり聴く。 ・勇気を持って言ってくれたことを受けとめ、ほめる。 ・書き込みの誤りを確認する。
・職員会で検討	全職員	臨時職員会で	・校長、教頭、人権教育主任に連絡する。 ・事実確認、本人、保護者の思いを伝える。 ・人権、インターネットに問題を分けて検討すべきことを確認する。 ・保護者への対応の仕方を確認。子どもを守るための対応を考える。
・学級、学年集団で	学年担任、学級担任	学級、学年で	・書き込みの内容の誤りについて学習する。 ・人と人とのつながりの大切さを学習(みんなの問題として)する。 ・人権学習の見直し、充実を図る。 ・メールの使い方、ネットの利用方法を人権の観点で見つめ直す。
・関係機関へ	学校長、PTA	職員会で確認後	・人権センター等を通す。 ・事実の連絡、学校の取組、本人の思い等を伝える。 ・組織としての対応をする。田畑さんへ連絡する。
・PTAへ	教頭	PTA部会	・人権学習の講演会等、学習の場をつくる。 ・学校の取組への支援を依頼する。 ・有害サイト、個人情報等についての研修をする。

しなければならないこと	誰が	いつ、どの場で	何をするのか
・本人の心のケア ・事実確認	義務3班 全教職員、PTA 担任（報告を受けた人）	常に、あらゆる場で 報告を受けた後すぐにパソコン室	・児童生徒の気持ちを大切に。仲間、人と人とのつながりをもつ。 ・アドレス確認、内容を保存する（印刷）。 ・相談してきた児童生徒の気持ちを理解し、許すことはできないことであると、安心させる。
・管理職に報告 ・内容を検討	担任 学年会、人権教育主任、管理職	すぐに、学校で 放課後、学校	・児童生徒からの相談の報告をする。 ・内容分析、対策を考える。 ・関係機関に相談する（サイトの閉鎖等について）。
・家庭訪問 ・職員会への報告	担任、人権教育主任 学年部会、人権教育主任	夜間 臨時職員会を次の日に	・事実、（学校としての）対応について報告する。 ・対応について、職員会に報告する。
・町民館、解放子ども会等に報告、相談	人権教育主任		・事実、学校としての対応について報告し、子どものケア、学校としての人権学習の充実について話をする。相談もする。
・人権学習 ・児童生徒への全体指導（事後指導）	全教職員		・人権学習の計画を再確認し、研修を行う。 ・学級、学校全体に事実を報告。許されることではない、皆（自分）の問題であることを確認する。
・事実の確認 ・報告	義務4班 授業者、人権教育主任、管理職 報告を受けたものが		・報告を受けたものが対応する。 ・個人面談等を行う→児童生徒への励ましはずっと行っていく。 ・人権教育主任、学校長に連絡する。 ・学校長から地教委に報告する。
・人権部会 ・職員会	全職員	その日のうちに その日のうちに	・学校の体制に基づいて行う。 ・事実の報告と教師のとらえ方、今後の対応について話し合う。
・親への連絡 ・学年会、職員会		その日の夜に 次の日	・事実の報告、今後の取組について話し合う。 ・親の思いを受け、学年会、職員会をする。 ※地域への報告についても話し合う。
・子ども会 ・他の児童生徒（同和地区児童生徒）への報告 ・地域への報告	担任、人権教育主任 一緒に		・合わせて保護者への報告と今後の取組を話す。
・学年会、職員会 ・授業、全校集会、学年懇談会など			・授業の内容について、保護者への連絡もする。

しなければならないこと	誰が	いつ、どの場で	何をするのか
・提起した児童生徒へのケア ・管理職、他の教員との連携 ・本人、保護者との話し合い	相談を受けた先生 管理職、学年主任、 人権教育主任 管理職、学年主任、 人権教育主任 管理職	その特別室で 確認後すぐ 家庭訪問で 教育委員会	・話を聴く、受容・共感の姿勢で本人のニーズを知る。 ・事実の確認をする。 ・今後の対応について検討する。 ・事実の報告と、学校の考えを提起する。 ・保護者と児童生徒の意見を聴く。 ・削除要請を行う。
・サイト削除 ・保護者等の合意有り ・保護者等の合意無し ・校内研修	担任 学校 人権教育推進会など	各学級、学校全体 しばらく後で 学校全体	・教材化して指導する。 ・インターネットと人権としての学習の場を設ける。 ・事例をもとに学校の方針を持つ。
・提起した児童生徒へのケア ・人権教育推進委員会の開催	学級担任 (必要に応じて複数で) 管理職	その場で、継続して 提起・確認後すぐに	・児童生徒の思いを受けとめる。 ・よく話してくれたねということを伝える。 ・ショックをやわらげる。 ・提起の内容について推進委員会に報告する。 ・今後の対応について検討する。 ・田畑さんに連絡を取りアドバイスを受ける。
・保護者への連絡	学年団	提起、確認後すぐ 今後の対応検討後	・事実の報告を行う。 ・今後の取組の連絡をする。
・関係機関への連絡及び相談	人権教育推進委員会	今後の対応検討後	・事実の報告と抗議及び相談等の対応を行う。 ・校区の学校における人権教育の状況について確認する。
・人権学習	学年団、全校で	態勢が整い次第	・この事例を教材化した授業を行う。 ・ネットの文面から問題点を見抜く学習を行う。 ・この事例をもとに、その他のネット上の差別事象をとらえる学習を行う。
・発信	児童生徒	授業後	・「差別をしない」「許さない」ことを確認する。 ・メッセージを発信する。 ・人権HPを開設する。
・提起した生徒へのケア	相談を受けた教員	その場で	・生徒の話を聴く（その時の気持ち、サイトの内容）。 ・生徒自身がこれからどうしたいのかを聴く。
・管理職への報告	相談を受けた教員	相談を受けてすぐに	・生徒が提起してきた内容について報告する。

しなければならないこと	誰が	いつ、どの場で	何をするのか
・事実確認	複数教員、人権教育主任	報告後すぐ	・実際にサイトを開き、どの内容にショックを受けたのかを確認する。
・人権教育推進委員会、職員会を開く	管理職	確認後すぐ	・他の生徒から情報を集める（アンケートの実施）。 ・保護者に連絡をする。 ・提起者へのケアについて検討する。
・全校集会の実施	管理職	職員会議後	・同サイトに関して、他の生徒から情報を集める。
・サイト削除への取組	管理職	早急に	・教育委員会やその他の外部団体との連携のもと、サイトの削除を進める。
・生徒への人権教育の充実	全教職員	その後	・インターネットの利用方法についての学習をする。 ・サイトへの書き込みの注意点についての学習をする ・誹謗中傷サイトに対しての対応策などについて学習する。
・提起した生徒へのケア ・本人と事実の確認	話を聴いた教員 話を聴いた教員と生徒、人権教育主任	その場で すぐに一緒に	・心理面のフォローを行う。 ・本人とサイトの確認をする。 ・生徒への共感、フォローする。 ・書き込みが事実ではないことを理解させる。
・家庭への連絡	学級担任	生徒を帰してすぐ	・学校での生徒の様子を伝え、今後学校で対応を考えていくことを伝える。 ・家庭でもフォローしてもらうように伝える。
・事実の確認	複数の教員で	できるだけ早く	・サイトの内容確認とプリントアウトして保管する。 ・プロバイダーの確認をする。
・管理職への報告	学級担任	内容確認後	・経過の報告をする。
・職場内での事実や周知			
・対応策の検討	学校全体		・校内、校外（サイトに対して）、生徒と家庭への対応を検討する。
・関係機関への連携依頼	管理職		・サイトの削除依頼への協力を依頼する。
・インターネットにおける差別問題への学習機会の充実	学校全体		・インターネットにおける差別問題の学習時間を確保する。 ・家庭へ通知をする。
・家庭への連絡	学級担任		・生徒と保護者を交えてフォローする。 ・今後の学校の対応について伝える。
・報告を受けての現状確認 ・提起した生徒へのケア	報告を受けた教員 報告を受けた教員、担任、人権教育主任	その場で すぐに	・状況を詳しく聴いて事実を確認する。 ・生徒に非はないことを伝える。 ・現実の実態として知る一方で、きちんと解決に向け取り組んでいくことを確認し、協力して取り組んでいく。

・学校での対応（推進委員会、学年会、職員会）	全教職員	確認してすぐに	・報告内容の周知及び今後についての対応について話し合う。
・サイト管理者への連絡	管理職、人権教育主任	速やかに	・注意を促し改めていってもら。場合によっては削除を求める。
・県教委への報告	管理職	速やかに	
・今後の対応の確認	全教職員	随時	・研修、問題に対する事前対策、事後対応を取れるようにする。
・中学校への連絡	人権教育主任	随時	・中学校時の取組状況を聴き、高校の取組に生かす。

注：これはあくまでも研修のなかで出てきた意見（一例）です。差別事象に対する対応については、各学校でどのような対応を行うのかについてマニュアル作成等を行うことが望ましいと考えられます。その際に、当時者の児童生徒の気持ちに共感すること、素早い対応を行うこと、差別の現実からどのような権利が侵害され、侵害された権利を保障するためにどのような対応が必要なのかを念頭に置いて、マニュアルを作成していただければと思います。